

「個人情報保護法改正」に伴う各単位PTAでの準備について

横浜市PTA連絡協議会

【個人情報保護法とは】

個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。

「個人情報保護法」とは、個人情報の利用が著しく増えている時代の中にあって、国・地方自治体・個人情報を取り扱う事業者が守るべき義務などを定めたもので、個人の権利と義務を保護することを目的に制定され、平成17年4月1日に施行された。この法律の対象は、5,000人以上の個人情報を有する民間の事業者。

【個人情報保護法の改正とPTA】

施行日 平成29年5月30日

改正の内容は・・・

現在、適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報が5,000人以下の企業）が、法改正により、「個人情報保護法」の対象となる。

PTAは、小規模事業者ではないが、

「個人情報保護法」の定義・第二条・5により、この対象となる。

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等(後略)
- 四 地方独立行政法人等(後略)
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定められる者

※ 五は、改正で削除される。

PTAは、第5項のどれにも当てはまらないため、今回の改正により対象となり、法律に則り、個人情報を守る必要がある。

【個人情報保護法の5つの基本】

①個人情報を取得する時のルール

個人情報を何に使うか、あらかじめ利用目的を特定する。目的を決めて本人に伝える。

②個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用する。その目的以外には使わない。

③個人情報を保管するルール

個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する。

電子ファイルであれば、パスワードの設定やウィルス対策ソフトの利用。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

④個人情報を他人に渡す時のルール

個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要。

ただし、以下の場合等は、同意不要。

- ・法令に基づく場合（警察からの照会等）
- ・人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難な時。（災害等）
- ・業務を委託する場合。（商品配送のため、配送業者に氏名・住所を渡す場合等）

⑤本人から個人情報の開示を求められた時のルール

個人情報について本人から、開示や訂正を求められたら対応しなければならない。
また、個人情報の利用目的を問われたら、しっかりと答えなければならない。
本人からの個人情報の訂正や削除にも応じなければならない。

【個人情報保護の取扱い】

〔会員に利用目的を通知する〕

会員の情報は、その利用目的を会員本人に知らせる（通知する）ことが必要。なお、本人から書面で個人情報を取得する場合には、「あらかじめ」利用目的を明示することが必要。

すでに取得している会員の情報がある場合は、利用目的を総会や文書等で早めに会員に通知することが必要。

みだりに、利用目的を変更したり、拡大してはいけない。また、変更・拡大が生じた場合は、必ず本人に知らせる（通知する）。

〔管理の仕方を文書にする〕

各単位PTAで管理の仕方を決め、詳細を「個人情報取扱規則」として文書化し、規約等に定める。

「個人情報取扱方法」を作成する場合の4つのポイント

①取得する時

取得する情報の内容を決める。会員から情報を取得する時は、氏名・住所・電話番号・生年月日等の活動に必要な内容を決める。利用目的を本人に知らせる。「この情報は〇〇活動に利用します。」と目的をはっきり伝える。また、要配慮個人情報（病歴、障害、医師等からの指導・調剤情報等）の収集については、法律上は本人の同意が必要。

②利用するにあたって

その情報をどう利用するかを決めておく。この時、主な用途や内容を周知する。
取得した情報をどのように利用するのか、その内容・利用目的・提出先等あらかじめ決めて会員に知らせておくことが大切。

＜主な用途や内容＞

- PTAでどのような情報を持っているか。（氏名・住所・電話番号等）
- どのように利用しているか。（PTA活動・自治会活動の名簿作成等）

たとえば、以上のような内容を「個人情報取扱規則」の中で決め、会員には、総会で年1回新会員には文書提示することで周知を図る。

③管理の方法

情報の安全な管理の仕方を決めておく。この時、分りやすい文書にしておく。
大切な会員の情報は、適正に管理する。PTAであらかじめ、情報を管理する人を決めておく
と良いと思われる。必要のなくなった情報を廃棄する時期も決めておく
と良い。

④提供

情報の提供先（第三者）を決めておく。この時には、提供に同意されていることが必要。
情報を第三者（自治会・近隣PTA等）に提出する場合は、あらかじめ本人の同意が必要。法令に定める場合を除き、勝手に個人データを渡してはいけない。

※ここまでの内容は、「個人情報保護法 第四章 個人情報取扱事業者の義務等」を参考にしています。

【これからの取り組み】

①周知の時期

平成 29 年 5 月 30 日から施行されるため、各単位 P T A の総会に合わせ、その旨を通知する等、施行日の前に周知できることが望ましい。

②取り組みの方法

各単位 P T A にて「個人情報取扱規則」を作成しておくことで、個人情報の管理方法が明確になり、会員の理解と安心も得られると思われる。

<取り組み事例>

個人情報取扱規則の作成

この中で、取り扱いに関する詳細を決める。各単位 P T A の実情に合わせて決めることが望ましい。